令和7年第2回宝塚市議会定例会提出議案(第4次送付分)

議案第 6 8 号 令和7年度宝塚市一般会計補正予算(第4号)(別冊)

議案第 69 号 財産の無償譲渡及び無償貸付について

議案第 70 号 損害賠償の額の決定について

議案第 71 号 宝塚市副市長の選任につき同意を求めることについて

議案第69号

財産の無償譲渡及び無償貸付について

次のとおり財産を無償で譲渡し、及び貸付けしようとするので、地方自治法第96条第 1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年(2025年)7月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- 1 譲渡及び貸付けの目的 譲渡物件を修復し、及び再生し、公共の用に供するため
- 2 譲渡及び貸付けの相手方 東京都新宿区下落合3丁目21番1号

株式会社 古美術永澤

代表取締役 永 澤 周

- 3 譲渡物件等
 - (1) 譲渡物件

ア 建物(本宅) 所在地 宝塚市雲雀丘1丁目25番地

構 造 木造瓦葺 3 階建

床面積 1階 131.90㎡

1 階以外 1 4 5 . 4 5 m²

イ 建物 (別宅) 所在地 宝塚市雲雀丘1丁目26番地、25番地

構 造 木造スレート葺2階建

床面積 1階 48.86 m²

2階 48.86㎡

- (2) 譲渡条件
 - ア 譲渡物件を公共のための施設として活用すること。
 - イ 建物 (本宅)を公共の用に供するために修復し、及び再生すること。
 - ウ 譲渡物件の引渡しを受けた後、速やかに建物倒壊に備えた措置を講じること。
- 4 貸付物件等
 - (1) 貸付物件

ア 土地 I 所在地 宝塚市雲雀丘1丁目26番1

地 目 宅地

地 積 1113.08㎡

イ 土地Ⅱ 所在地 宝塚市雲雀丘1丁目26番2

地 目 宅地

地 積 405.01㎡

(2) 貸付期間令和7年(2025年)9月30日から令和10年(2028年)3月31日まで

(3) 貸付条件

- ア 建物 (本宅) の修復及び再生を行うための敷地として使用すること。
- イ 市の事前の書面による承諾を得ないで、当該貸付けに係る契約(以下「使用貸借契約」という。)に基づく権利を第三者に譲渡し、又は貸付物件を第三者に 転貸してはならないこと。
- ウ 市の事前の書面による承諾を得ないで、貸付物件上の建物について、第三者に 対して権利の設定をし、又は売買、譲与等により所有権の移転をしてはならな いこと。
- エ 貸付期間が満了するまでに建物(本宅)の修復及び再生が終了したときは、速 やかに、事業用定期借地権設定契約等を締結することとし、当該事業用定期借地 権設定契約等が成立した時点で使用貸借契約は失効すること。
- オ 建物 (本宅) の修復及び再生が終了することなく使用貸借契約が満了又は解除 となった場合は、貸付物件及び譲渡物件を現状にて、市の指定する期日までに 返還しなければならないこと。

議案第70号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年(2025年)7月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、次のとおり交通事故による損害を賠償する。

1 賠償の理由

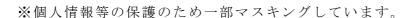
令和6年(2024年)6月20日午前9時5分頃、宝塚市すみれガ丘2丁目3番地内に所在するマンションの敷地内において、環境部クリーンセンター業務課の職員が、業務のため、市車両を転回させたところ、後方への注意が不十分であったため、停車中の相手方が使用する小型貨物自動車に市車両右後方部が接触した。この事故により、当該小型貨物自動車に乗車していた相手方が負傷した。

この事故は、市の職員の過失によるものと認められるので、その損害を賠償する。

2 賠償の金額

金1,610,532円

3 賠償の相手方



議案第71号

宝塚市副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を 求める。

令和7年(2025年)7月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市副市長に選任しようとする者

住 所

氏 名 吉 田 康 彦

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。